令和４年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和５年１月１日から同年３月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１７件（１８名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | ０［１］ | ２［１］ | ９［３］ | ０［０］ | １１［ ５ ］ |
| 支援学校 | ０［０］ | ２［１］ | １［４］ | １［０］ | 　４［ ５ ］ |
| 中学校 | １［０］ | ０［２］ | １［２］ | １［０］ | 　３［ ４ ］ |
| 小学校 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ０ ］ |
| 合　計 | １［１］ | ４［４］ | １１［９］ | ２［０］ | １８［１４］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ０［１］ | ２［１］ | ４［４］ | １［０］ | 　７［ ６ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ２［１］ | ７［５］ | １［０］ | １０［ ６ ］ |
| 公務外非行関係 | １［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | 　１［ ０ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | ０［２］ | ０［０］ | ０［０］ | 　０［ ２ ］ |
| 合　計 | １［１］ | ４［４］ | １１［９］ | ２［０］ | １８［１４］ |

（１）一般服務関係…７件（７名）

①体罰…２件（２名）

ア　府立高等学校　男性教諭（６４歳）『減給３月』

令和４年９月１５日、男子生徒２人に対して、胸ぐらを掴む、頬を手の平で軽く叩く、髪の毛を掴む体罰を行った。

［管理監督責任］

校　長（５９歳）　厳重注意

　　　イ　府立高等学校　男性教諭（４６歳）『減給６月』

　　　　　　令和４年６月から令和５年２月にかけて、生徒を指導した際、両手で両

肩を押す体罰等を行った。

［管理監督責任］

校　長（５４歳）　訓告

②生徒への不適切な指導等…２件（２名）

ア　府立支援学校　男性教諭（５４歳）『停職６月』

　　　　児童に対し、指導に従わせるため、段ボールカッターを見せて怖がらせ、

大人しくさせる行為を行った。

　　　　また、無許可で狂言に１３回出演して約２４万円の報酬を得るという兼

業を行い、うち５回は、病気休暇及び病気休職中の行為であった。

［管理監督責任］

校　長（６２歳）　訓告

イ　府立支援学校　男性講師（６２歳）『停職１月』

　　　　　　令和４年10月頃から11月28日にかけて、給食時間中に生徒の食事介助等を行う際、不適切な給食指導を行った。

③生徒へのセクハラ…１件（１名）

・　府立高等学校　男性臨時実習助手（２７歳）『減給１月』

　放課後に女子生徒に実習室の整備を手伝わせていた際、不適切な発言を

行うなどのセクシュアル・ハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えた。

［管理監督責任］

校　長（５８歳）　厳重注意

④教職員へのセクハラ…１件（１名）

・　市立中学校　男性校長（５７歳）『減給３月』

　　　勤務校の女性教員に対して、肩を撫でたり、不適切な発言を行うなどの

セクシュアル・ハラスメント行為を行い、精神的苦痛を与えた。

⑤管理職による不適切な対応…１件（１名）

・　市立中学校　男性校長（６０歳）『戒告』

　　　学校におけるいじめの早期発見や防止等に対する取り組みが不十分で

あり、また、生起したいじめ事案に対し、適切に対処しなかった。

（２）公金公物関係…９件（１０名）

　　①通勤手当の不正受給等…８件（９名）

ア　府立高等学校　男性講師（４４歳）『減給１月』

　　　令和４年５月から10月までの間のうち４月（５月、７月、８月、10月）について、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

イ　府立高等学校　女性講師（２４歳）『減給１月』

　　　令和４年５月から11月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自転車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

ウ　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『減給６月』

　　　令和４年２月から同年３月にかけて、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

　　　また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして虚偽申請を１回行い、旅費を不正に受給した。

　　　さらに、令和２年６月から令和４年３月にかけて、特別休暇の虚偽申請を５回行い、合計11時間50分、休暇を不正に取得した。

［管理監督責任］

校長（６１歳）厳重注意

エ　府立高等学校　男性講師（実習担当）（６３歳）『停職１月』

　　　平成24年８月７日から令和５年１月31日の約10年６月間、常態的に認定

外の自動車通勤、無許可の校内駐車、旅費の不正受給をしたほか、勤務時

間中に合計10回（約４時間）、職場離脱を行った。

［管理監督責任］

准校長（６１歳）厳重注意

前准校長（５８歳）厳重注意

オ　府立支援学校　女性講師（２５歳）『減給１月』

　　府立支援学校　男性教諭（２５歳）『戒告』

　　　講師は、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給

していたが、教諭の運転する自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

　　　教諭は、通勤認定を受けていた自身の自動車に講師を同乗させ、講師の

通勤手当の不正受給を生起させた。

カ　府立高等学校　女性教諭（５０歳）『減給３月』

　　　令和２年６月から令和４年２月にかけて、公共交通機関を利用する通勤

認定を受け、通勤手当を受給していたが、許可を得ずに自動車で通勤し、

通勤手当を不正に受給した。

　　　また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共

交通機関を利用するとして虚偽申請を１回行い、旅費を不正に受給した。

キ　府立高等学校　女性教諭（６１歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、

許可を得ずに自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

ク　府立高等学校　男性教諭（６２歳）『減給１月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給していたが、

一部区間について、許可を得ずに自動車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。

　　　また、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共

交通機関を利用するとして虚偽申請を２回行い、旅費を不正に受給した。

　　②出張旅費の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（３４歳）『停職１月』

　　　　　　令和元年６月から令和４年１０月までの３年４か月間、出張に際して、実際には自動車を利用するにもかかわらず、公共交通機関を利用するとして、虚偽申請を合計９５回行い、合計約５万円の旅費を不正に受給した。

［管理監督責任］

校長（６３歳）厳重注意

前校長（５８歳）厳重注意

前校長（６１歳）厳重注意

（３）公務外非行…１件（１名）

①児童買春…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３６歳）『懲戒免職』

令和４年５月、SNSで知り合った女子高校生に対し、現金３万円を渡し

て児童買春を行った。

３　府教委の主な取組み

　○ 令和５年度「小学校初任者研修」、「中学校初任者研修」、「府立学校初任者研修」、

「新規採用者研修」において、服務等の理解を通して公務員としての自覚を持たせるための講義を実施した（令和５年４月６日からWeb配信方式により実施）。

○ 令和５年度「府立学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示した（令和５

年４月２１日実施）

○ 令和５年度「小・中学校新任校長研修」において、教職員の不祥事根絶に向け

て、所属教職員の服務管理に関する指導・監督を徹底するよう指示する（令和５

年５月１１日からWeb配信方式により実施）。

　○ 令和４年度に盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が多数生起したことを踏まえ、新たに教職員研修に医学的・心理的アプローチを取り入れ、教職員自らが気づき、不祥事につながる行動を抑止することを目的とした精神科医等の専門家による研修会を令和５年度中に予定。